

# 猫の手帳



葛飾区



## 目 次



ページ

- |   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 猫の写真と情報       | 2  |
| 2 | 猫の飼い方         | 5  |
| 3 | 飼い猫が行方不明になったら | 7  |
| 4 | 災害発生時の備え      | 8  |
| 5 | 飼い主のいない猫      | 10 |
| 6 | 動物由来感染症       | 12 |
| 7 | 猫に関する各種窓口一覧   | 13 |



# 1 猫の写真と情報

猫の写真

名 前 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

記 録	猫の名前	
	種 類	
	生年月日	年 月 日
	性 別	オス ・ メス
	毛 色	
	特 徴	
	よく 食べる物	
	病気・薬等	
飼 い 主	住 所	葛飾区 .....丁目 .....番.....号
	氏 名	
	電話番号	

<p>かかりつけ の 動物病院</p>	<p>電話 — —</p>
-----------------------------	-------------------

## ワクチン接種記録

接種年月日	ワクチンの種類
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

## 2 猫の飼い方

人と猫がお互い幸せに暮らすために、下記のような飼い方で、責任を持って終生飼いしましょう。



### ◆屋内飼育をする

屋外で飼育すると、交通事故に遭ったり感染症にかかったりする危険があります。また、近隣の敷地で排せつをしたり、花壇や庭を荒らしたりするなどのトラブルに発展することもあります。

猫の習性を十分理解し安全で過ごしやすい屋内環境を整え、飼い主の愛情とスキンシップなどがあれば、猫は屋内でもストレスをためず健康に飼うことができます。

### ◆繁殖制限をする

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。手術を行うと、発情期

の鳴き声や尿の臭い等が軽減されます。  
また、交尾によって感染する病気や  
子宮・卵巣の病気が予防できます。

手術は何歳でも可能ですが、なるべく  
最初の発情前(生後6～7か月頃)が理想  
です。

### ◆飼い主の連絡先がわかる迷子札などを装着する

災害発生時や迷子になってしまった場合でも早い発見につながります。確実な  
個体識別方法として、猫の体内にマイクロチップを埋め込む方法もあります。

### ～ ご近所への配慮 ～

飼い主には気にならない鳴き声・毛・臭い等も、猫を飼っていない人、苦手な人は気になるものです。日ごろから良好な近所づきあいに努め、猫を飼う前に挨拶に行くくらいの心づかいが大切です。

やむを得ず屋外へ自由に行き来できる方法で飼う場合には、望まない子猫が生まれないよう不妊・去勢手術を行ってください。また、ふん尿で道路や近隣の敷地を汚さないために、必ず自宅敷地内にトイレを設置し、こまめに清掃も行ってください。

猫を飼うときは、近隣に迷惑をかけないための十分な気配りが必要となります。



### 3 飼い猫が行方不明になったら

飼い猫が行方不明になった場合は、保健所生活衛生課、東京都動物愛護相談センター、警察署（P. 13 参照）へそれぞれ連絡してください。

東京都動物愛護相談センターでは、インターネットから保護されている動物の画像を配信し、情報提供をしています。

## 4 災害時の備え

(1) 動物の生活用品を持参し同行避難します。

葛飾区では学校避難所ごとに屋内もしくは屋外で同行避難を受け入れます。避難所については平時から関心を持って調べ、特性・様態に合わせた備えをしましょう。また、同行避難をする場合は次の必要な用品を持って避難します。

- ・ 少なくとも5日分、できれば7日分のえさと水、食器
- ・ 首輪、口輪、リード、ケージ（おり）
- ・ トイレ用品などの衛生用品
- ・ 常備薬（治療中であれば病名や治療内容がわかる記録）
- ・ 猫の名前や写真など身元がわかるもの（この手帳等）

## (2) 避難所における飼育のルール

人と動物が気持ちよく過ごせるように、次のルールを必ず守ってください。

- ・飼育動物は定められた場所で飼育し、避難者がいる部屋には入れません。
- ・飼育場所ではケージに入れます。台風等での一時避難の際は、クレート、キャリーバック等でも構いません。
- ・飼育動物の排泄は決められた場所で済ませ、後始末まで行います。
- ・飼育動物は飼い主が管理します。えさやりや後片付けのほか、飼育動物の体やケージ内を清潔に保つようにします。
- ・飼育場所の設営や清掃などは飼い主同士が協力して行います。

詳しくは「避難所における動物飼育のガイドライン」(QRコード)をご覧ください。



## 5 飼い主のいない猫

飼い主のいない猫(のら猫)は、飼い猫が捨てられ、増えたりしたものです。これ以上、飼い主のいない猫を増やさないためには、まず、飼い主が責任を持って猫を飼うことが大切です。

また、保健所生活衛生課に寄せられる飼い主のいない猫の苦情は絶えません。被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、エサを与えている人との感情的な問題を起こし、近隣トラブルに発展することもあります。

飼い主は、一度猫を飼い始めたらその

命を終えるまで飼い続ける覚悟が必要です。飼育することがどうしても難しくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を探してください。

## ●猫を捨てることは犯罪です。

動物を捨てたり、いじめたりすると法律で罰せられます。

### ◆動物虐待・遺棄

1年以下の懲役または、  
100万円以下の罰金

### ◆動物殺傷

5年以下の懲役または、  
500万円以下の罰金

「動物の愛護及び管理に関する法律」

(第44条)

## 6 動物由来感染症

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気のことです。

猫を飼うときに注意する病気

狂犬病、パストレラ症、回虫幼虫移行症、皮膚糸状菌症、かいせん、トキソプラズマ症、猫ひっかき病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）

### 予防方法

- 口移しや食器の共有をしない。
- 動物にさわった後、必ず手洗いをする。
- 動物とその身の回りを清潔にする。
- 日頃から動物の健康チェックをする。

## 7 猫に関する各種窓口一覧

### 行方不明になった場合 (P. 7 参照)

- ・保健所生活衛生課 (青戸 4-15-14)  
電話 3602-1242

- ・東京都動物愛護相談センター  
(世田谷区八幡山 2-9-11)  
電話 3302-3507

※遺失物届を最寄りの警察署又は  
交番に届出。

- ・葛飾警察署 (立石 2-7-9)  
電話 3695-0110
- ・亀有警察署 (新宿 4-22-19)  
電話 3607-0110

### 遺体の処理に関すること

- ・葛飾清掃事務所 ※有料、共同火葬。  
(立石 5-13-1)  
電話 3693-6113





猫の手帳

平成30年3月発行

(令和3年2月版)

編集・発行:葛飾区健康部(保健所)

生活衛生課

協力:東京都獣医師会葛飾支部

〒125-0062

東京都葛飾区青戸四丁目15番14号

健康プラザかつしか内